

健康福祉委員会
わしの議員

「看護師修学貸付を廃止するな」

県は2019年度から新規貸付を中止し、制度の廃止を発表しました。

わしの議員が、理由を尋ねると県は、「①貸与者が減少していること、②返還免除要件（200床未満の中小病院に、5年間勤務）を満たさないため返還義務者が5割を超えていること、③卒業後勤めることを条件に奨学金を出す医療機関（返済免除）や日本学生支援機構（返還免除はない）の貸付も多いこと。県の貸付金を利用する学生は7%にすぎないこと」と返答しました。

わしの議員は、「県下の病院の3分の2が200床以下の中小病院。若い看護師の確保が困難になることが心配。大規模病院のように自前の奨学金制度がないので、有料のナースバンクを利用することになる。採用が成立すると紹介会社に年収の20%、約100万円を支払うことになる。地域の看護師確保を担っている名古屋看護専門学校など医師会立の学校や准看護師養成、定時制・通信制の看護学校などの学生に大きく影

安心・安全な児童センターを求める

本会議に引き続き質問しました（No.126号参照）。冊子「児童相談所40年のあゆみ」で、『当時は職員数が少なく、職員は忙殺され、神経をすり減らす。そのため一時保護所を集中化した。しかし、豊橋児相は、一時保護のケースが多く、移送が大変、特に夜間は困るから反対だった。判定係長会議、福祉司会議の両方とも反対、また当時、全国で愛知県だけ、厚生省は猛反対でした』と紹介。「40年以上たち、児童の養護増大と虐待激増で、一時保護所のマンモス化、混合処遇という問題が発生し、厚労省もあり方を検討」と指摘しました。

県は、安全・安心な環境で適切なケアを提供しする重要性は認めつつも、知多・刈谷・一宮のセンターの改築ではなく執務室の拡大で対処、一時保護所は国の検討を踏まえ検討する姿勢にとどまりました。

影響」と指摘しました。県は、「事業の効果が薄れています」との一邊倒でした。

廃止方針は撤回し、補正予算を
貸付条件の改善こそが喫緊

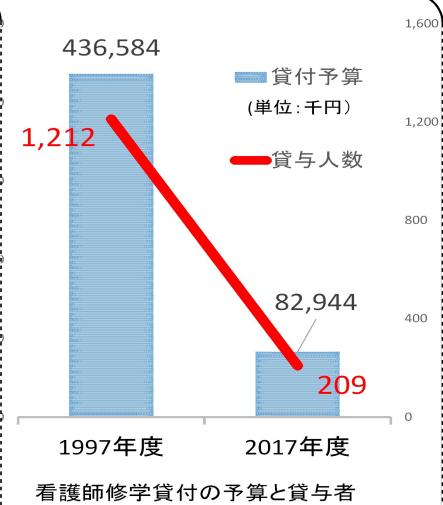
わしの議員は、「平成13年度以前のように、病院規模の拡大、病院勤務期間の短縮、対応可能な返還期間改善など返還免除条件を変えるべきです。返還金のみを財源としている来年度の予算案に賛成できません。一般財源を投入して補正予算を組んででも対応すべきです」と強く求めました。

貸付条件の改悪で利用者縮小

この制度は、新潟から始まった看護師の夜勤制限闘争（二八闘争＝夜勤は複数で月8日以内）に相まって、1962年後から国補助事業として全国で始まった。

右図のように、20年前は千人を超える学生が貸与を受けていたが、現在は6分の1にとどまっている。

当時の返還免除条件は、「200床未満の病院は3年間勤務、200床以上の病院は5年間勤務」だったが、現在は「200床未満の病院は5年間勤務」で大規模病院は対象外、また、返還は18か月で月額72000円と厳しく、貸付申請に躊躇するような条件になっている。



愛知病院の岡崎市移管 安上り医療に警鐘

「愛知病院の岡崎市へ移管」について質しました。わしの議員は昨年、愛知病院の位置づけを訪ね、県は、「三河地域のがん診療拠点病院。結核、感染症、へき地医療支援などの政策的医療にも取り組む」と答えたことを紹介。①三河地域のがん診療の拠点病院・中核的医療機関の役割は維持するか②緩和ケア病棟、結核対応や感染症対応、僻地医療支援をどう強化するのか③市の「当医療圏では、集中治療を担う病床は過剰、一方で高齢者やリハビリなどの病床は不足」、岡崎市民病院長の「需要に合わせた病床数」と発言。これでは、愛知病院が、安上がりの医療を狙う「地域医療構想」の「回復機能」「療養機能」病院の役割に変貌する恐れがないか」と尋ねました。

県は、「これから協議事項」と言及を避けました。